

京都市教育委員会教育長訓令甲第5号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第3条第2項中「、凌風小中学校開設準備室長」を削り、「教育環境整備室長」の右に「、東山泉小中学校教育企画推進室長」を加え、同条第11項中「凌風小中学校開設準備室長」を「東山泉小中学校教育企画推進室長」に改め、同条中第18項を第19項とし、第15項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、同条第14項中「総合教育センター東山区南部小中一貫校開設準備室長」を「総合教育センター東山泉小中学校開設準備室長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

15 総合教育センター学校統合推進室長事故あるときは、その代決事項は、計画課長が、計画課長事故あるときは、所管事務につき、担当課長が代決することができる。

別表課長（体育健康教育室の保健安全課長等、生涯学習部の生涯学習推進課長等及び青少年科学センターの市民科学事業課長等を除く。）、課相当の室の室長、情報化推進総合センター所長、総合教育センターカリキュラム開発支援センター長、教育相談総合センターカウンセリングセンター長、教育相談総合センターふれあいの杜館長及び野外教育センター奥志摩みさきの家所長の項中「生涯学習部の生涯学習推進課長等」の右に「、総合教育センター学校統合推進室計画課長」を加える。

別表体育健康教育室保健安全課長等の項中「体育健康教育室保健安全課長等」を「体育健康教育室の保健安全課長等及び生涯学習部の生涯学習推進課長等」に改める。

別表生涯学習部の生涯学習推進課長等の項第1号から第11号までを削り、同項第12号を同項第1号とする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)